

# スポーツ安全保険の補償内容について

## ①対象となる事故

ご登録いただいたココフレンドの管理下で行われる活動と、自宅と活動場所との通常の経路往復中の傷害・賠償責任事故及び突然死（注）を補償します。（学校管理下における活動中の児童の事故を除く。）

### 傷害保険（例）

- ココフレンドに参加した児童がケガをした。
- ココフレンドに参加後、帰宅途中にケガをした。

### 賠償責任保険（例）

- 活動中に、教室の窓ガラスを割ってしまった。
- ブランコをこいでいる児童に、児童が乗っていない別のブランコを動かして遊んでいた際、被害者にぶつかった。

### 突然死葬祭費用保険

- (例)
- 活動中に急性心不全で死亡した。
- (注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担した時に対象となります。

## ②補償額

傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内			
		入院日額 (180日限度) *注1	通院日額 (30日限度) *注1		
3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円

\*注1 入院、通院は1日目から補償されます。

年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

\*注2 年齢の判断は、「令和3年4月1日」と「掛金の支払い手続を行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

## ③補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
対象となる事故	<p>お子様がココフレンドに参加中、又はその往復途中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。</p> <p>※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事にとまらぬ外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。</p>	<p>お子様がココフレンドに参加中、又はその往復途中に、又はそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。</p> <p>(例) ココフレンド活動中に、一時的に借用した体育館の窓ガラスを割ってしまった場合</p>	<p>お子様がココフレンドに参加中、又はその往復途中中に突然死（※）した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。</p> <p>※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。</p> <p>①ココフレンドに参加中、又はその往復途中中の死亡</p> <p>②ココフレンド活動中及び往復中に顕著な体調変化が確認（*1）され、そのときから24時間以内の死亡（*2）。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限り、（*1）被保険者以外の第三者により確認されたものに限り、（*2）顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命又は集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。</p>
保険金が支払われない主な場合	<p>・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるもの</p> <p>・被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失</p> <p>・地震、噴火又はこれらによる津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など</p> <p>※ テロ行為によるケガは対象となります。</p> <p>・むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの</p> <p>※学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生又は幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。）</p> <p>・急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）</p> <p>・野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タテ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害</p> <p>・成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など</p>	<p>・法律上の賠償責任が発生しない損害</p> <p>・被保険者の故意</p> <p>・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打</p> <p>・地震、噴火またはこれらによる津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など</p> <p>・被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>・被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。)</p> <p>・被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害</p> <p>・ご加入の加入区分で補償できない活動が起因する損害 など</p>	<p>・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転</p> <p>・被保険者の心神喪失</p> <p>・被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)</p> <p>・地震、噴火またはそれらによる津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など</p> <p>・学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。)</p> <p>・傷害保険の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡 など</p>

スポーツ安全保険の詳細については、スポーツ安全協会のホームページにも掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

「スポーツ安全保険」で検索 もしくは、URL <https://www.sportsanzen.org/hoken/> をご入力ください。